別記第5号様式(第11条関係)

指名停止措置の概要

1　指名停止措置業者

(1) 商号又は名称　　栢造園株式会社

(2) 代表者氏名　　栢　正樹

(3) 住所　　周南市大字鹿野中1167－1

2　指名停止措置期間　　令和8年11月5日から令和9年1月4日まで　(2箇月)

3　事案の概要

市と締結した契約に係る業務委託の履行に当たり、不正又は不誠実な行為をし、物品調達等又は業務委託の契約の相手方として不適当であると認められるため。

栢造園株式会社は、市発注の「遠石一ノ井手線イチョウ剪定業務委託」において、一般廃棄物収集運搬業許可がない状態で、一般廃棄物を収集運搬したという事案を確認した。この行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するものである。

4　指名停止措置理由

周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領別表2措置基準の25「不正又は不誠実な行為」に該当する。

＜指名停止措置要領別表1＞

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 25　前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等又は業務委託の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	事実を認定し、指名停止を決定した日から 1箇月以上 9箇月以内

問い合わせ先　周南市　財政部　契約監理課　　電話　　0834-22-8425